(三)　(二)に規定するもののほか、(一)の罪を実行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金若しくはその実行に資するその他利益の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させたときは、五年以下の懲役又は五〇〇万円以下の罰金に処することとした。(第三条第三項関係)

(四)　(一)の罪の実行を容易にする目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提供した者は、五年以下の懲役又は五〇〇万円以下の罰金に処することとした。(第四条第一項関係)

(五)　(一)、(二)及び(四)に規定するもののほか、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとして、資金又はその他利益を提供した者は、二年以下の懲役又は二〇〇万円以下の罰金に処することとした。(第五条第一項関係)

(六)　(二)及び(三)に規定するもののほか、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとして、資金若しくはその他利益の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させた者も、(五)と同様とすることとした。(第五条第二項関係)

(七)　(一)から(六)までの罪の未遂は、罰することとした。(第三条第四項、第四条第二項、第五条第三項関係)

4　自首

2又は3の罪を犯した者が当該罪に係る公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行の着手前に自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することとした。(第六条関係)

5　国外犯

2及び3の罪は、刑法第三条及び第四条の二の例に従うこととした。(第七条関係)

6　両罰規定

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して2又は3の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各罰金刑を科することとした。(第八条関係)

7　施行期日等

(一)　関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。(附則第二項及び第三項関係)

(二)　この法律は、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。

◇災害対策基本法の一部を改正する法律（法律第一一四号）(内閣府本府)

1　災害時における車両の移動等（第七六条の六関係）

(一)　道路管理者は、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずることができることとした。

(二)　次に掲げる場合においては、道路管理者は、自ら(一)の措置をとることができるものとするとともに、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができることとした。

(1)　(一)の措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合

(2)　道路管理者が、(一)の命令の相手方が現場にいないために(一)の措置をとることを命ずることができない場合

(3)　道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に(一)の措置をとらせることができないと認めて(一)の命令をしないこととした場合

(三)　道路管理者は、(一)又は(二)の措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができることとした。

(四)　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）及び地方道路公社は、(一)から(三)までの道路管理者の権限を代行することとするとともに、機構が当該権限に係る事務の一部を高速道路株式会社（以下「会社」という。）に委託しようとするときは、あらかじめ、会社と協議し、当該委託する事務の内容及びこれに要する費用の負担の方法を定めておかなければならないこととした。

2　国土交通大臣及び都道府県知事による指示

国土交通大臣は指定区間外国道、都道府県道及び市町村道の道路管理者に対し、都道府県知事は指定都市の市道以外の市町村道の道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、1(一)の指定若しくは命令をし、又は1(二)若しくは(三)の措置をとるべきことを指示することができることとした。(第七六条の七関係)

3　都道府県公安委員会の要請

都道府県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、1(一)の指定若しくは命令をし、又は1(二)若しくは(三)の措置をとるべきことを要請することができることとした。(第七六条の四関係)

4　損失補償

道路管理者、機構又は地方道路公社は、1(二)又は(三)の処分により、通常生ずべき損失を補償しなければならないこととした。(第八二条第一項及び第二項関係)

5　施行期日等

(一)　政府は、この法律の施行後適当な時期において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずることとした。(附則第二条関係)

(二)　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（法律第一一五号）(厚生労働省)

1　定義等

(一)　感染症の類型

(1)　二類感染症に中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）を追加することとした。(第六条第三項第五号関係)

(2)　二類感染症である鳥インフルエンザについて、病原体がインフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限ることとした。(第六条第三項第六号関係)

(二)　病原体等の類型

(1)　三種病原体等であるマイコバクテリウム属ツベルクローシス（別名結核菌）について、イソニコチン酸ヒドラジド、リファンピシンその他結核の治療に使用される薬剤として政令で定めるものに対し耐性を有するものに限ることとした。(第六条第二二項第二号関係)

(2)　四種病原体等であるインフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルスについて、血清亜型が政令で定めるものであるものであることとした。(第六条第二三項第一号関係)

(三)　審議会からの意見聴取

厚生労働大臣は、(一)の(2)の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならないこととした。(第六条第二四項関係)

2　感染症に関する情報の収集及び公表

(一)　医師の届出

医師の届出の対象に厚生労働省令で定める五類感染症を追加することとした。(第一二条第一項第一号関係)

(二)　獣医師等の届出

獣医師等の届出の対象から、実験のために届出の対象である感染症に感染させられている場合を除くこととした。(第一三条関係)

(三)　感染症の発生の状況及び動向の把握

(1)　都道府県知事は、開設者の同意を得て、厚生労働省令で定める五類感染症の病原体の検体又は当該感染症の病原体の提出を担当させる病院若しくは診療所又は衛生検査所を指定することとした。(第一四条の二第一項関係)